

# 岡田事務所通信

令和3年 **11** 月号 (第 195 号)

社会保険労務士法人岡田事務所  
〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号  
TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604  
E-mail : support@office-okada.jp  
URL : <http://www.office-okada.jp/>

## 雇用調整助成金の特例措置 12 月も現行維持 厚労省

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用調整助成金の特例措置について 12 月も現行と同じ助成内容を維持すると発表しました。具体的な内容は 11 月までしか決まっていなかった。

雇用調整助成金は企業が従業員に支払う休業手当を助成する制度で、現在は 1 人あたりの上限額を 1 日 1 万 5 千円にしています。政府は 2022 年 3 月まで特例措置を設ける方針を示しています。1 月以降の助成内容は今後検討する予定です。

## マイナンバーカードが健康保険証として本格運用 対応に課題も

マイナンバーカードが 10 月 20 日から健康保険証として使えるようになりました。医療機関や薬局でカードを示せば保険証提示は不要になり、専用サイト上で自身の健康情報が確認できるようにもなります。11 月からは自分が使った医療費を閲覧できるほか、21 年分所得税の確定申告から医療費控除の手続きもできるようになり、医療機関でもらった紙の領収書などを 1 枚ずつ管理する手間を減らせます。医療機関や健康保険組合も業務効率化の利点があり、受付の事務処理を効率化できるほか、診療報酬を誤って請求するといったミスも減ると期待されています。

ただ患者がマイナカードを健康保険証として利用するためには医療機関や薬局がシステム対応を済ませている必要があり、開始時点で利用できるのは全医療機関の 1 割にも満たない見通しとなっており、利用者は事前の確認が必要となります。厚生労働省のまとめでは、システム改修などの準備を終えた医療機関・薬局はわずか 8%程度で利用機会が多い診療所（歯科を除く）では 10 月上旬時点でわずか 5.8%にとどまります。カード自体の普及も遅れており、総務省によるとカード交付率は全住民の 4 割に届いていない状況です。

## 過労自殺の半数 うつなど発症から 6 日以内 厚労省

政府は、「過労死等防止対策白書」を閣議決定しました。うつ病など精神障害で労災認定された過労自殺者について、発症から 6 日以内と短期間で亡くなる人が半数に上るとの調査結果を明らかにしました。医療機関を受診しないまま自殺に至る人も多くなっています。相談窓口の一層の充実など対応を強化する必要性が改めて浮き彫りになりました。

医療機関を受診した人は 36%にとどまり、発症直前の 1 カ月に 160 時間を超える時間外労働があるなど「極度の長時間労働」に分類される人の受診率は 24%しかありませんでした。発症年齢は 30～39 歳が 26%、40～49 歳が 33%と働き盛りの世代の割合が高くなっており、業種別では製造業が全体の 5 分の 1 程度と最も多く、建設業や卸売業・小売業が続きました。

自殺前に「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」人が 36%と多く、「2 週間以上にわたって連続勤務を行った」が 22%と仕事量や働き方に関する項目が目立ちました。「上司とのトラブルがあった」「嫌がらせ、いじめ、暴行を受けた」など人間関係に基づく出来事も多く挙がっています。



- 十勝岳 -

## ◆ ご存知ですか？ ◆ 【傷病手当金】

傷病手当金とは健康保険（協会けんぽ）の被保険者が業務外の病気や怪我のため、就労ができず、かつその間会社から賃金の支払いがない場合、休業4日目から国より支給される給付金です。給付される金額は1日につき原則健康保険の直近12ヶ月間の標準報酬月額平均の30分の1の3分の2となっており、支給開始日から暦日数で1年6ヶ月間を限度として支給されます。療養による就労の可否についての判断は通常医療機関で行われ、入院期間のみならず自宅療養期間でも就労不能が認められれば、受給が可能となります。（業務上の怪我等については労災保険が適用となります）

## 事務所より

十勝でも峠付近では降雪が記録され、平野部での初雪もそろそろという時期になってきました。この時期には降雪地帯特有の行事として車のタイヤを冬タイヤに交換をされる方が多いと思います。札幌の方ですと降雪が多く、雪道の運転が大変なのですが、十勝では雪がそれほど多くない場合でもアイスバーンとなった道路の運転に気を使う場面が多くなりますね。今年の冬も夏以上に安全運転を心がけ、事故なく過ごしたいものですね。

人材サービスを行うアデコが発表した30代から50代の管理職を対象にした「副業・複業に関する調査」結果によりますと37.2%の企業が「副業・複業」を認めており、2018年調査（22.8%）と比べて15ポイント増加し、企業の「副業・複業」に対する許容度が3年間で高まったとしています。働き方改革により多様な働き方が選択できる時代になる中、兼業や副業に対する会社の考え方も変わってきています。以前は原則禁止という会社が多かったのですが、最近は条件を満たすことにより承認や許可制を取り、認容する会社が少しずつ増えてきています。本業への支障の有無、守秘義務の遵守、競業の可能性等は慎重に判断する必要がありますが、人材不足の状況が続く中で今後会社には柔軟な働き方を認めていく姿勢も必要になってきているように思います。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

十勝ではこの時期、農作物の収穫、建設工事の竣工が集中することから例年労災事故、交通事故が多くなる傾向にあります。年末に向けさらに忙しさを増す事業所も多く、コロナ禍の中、色々と難しい面もありますが、朝礼やミーティング等で業務中における注意を促すとともに安全器具や装備の取り扱いを含め安全確認を徹底し、労災事故を起こさないという職場意識を高めることが重要かと思えます。

